

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)		
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	10:00～15:00
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 7月20日（水） 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

9時～18時

※7/17（日）は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談

日時 7月13日（水）10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※7月11日（月）12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 第2木曜日 10時～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階（東広島市西条昭和町13-10）

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二（忠海中町）☎ 26-0607

平成27年度の消費生活相談について

【相談件数の状況】

平成27年度の相談件数は131件でした。

相談が多かったのは、①情報提供サービス（23%）、②金融・融資（18%）、③寝具・衣類・住居品（12%）で、この3つが相談の半数を占めています。

【相談の概要】

情報提供サービスについては、携帯電話やスマートフォンの身に覚えのないサイト利用料に関するものが多く、また光回線の電話勧誘に関する苦情も多く寄せられました。

さらに金融関係では、怪しげな投資商品の電話勧誘トラブルのほか、前年に比べクレジットカードや保険商品に関する苦情も増えました。

また、認知症の高齢者に関するトラブルは依然

多く見られますが、最近では、福祉関係者やご近所の見守りがきっかけで、相談やその後のサポート体制の強化につながるケースも増えています。

【迷惑電話について】

迷惑電話は目的別にみると、①個人情報の収集、②商品サービスに対するセールス、③なりすまし詐欺などがあります。電話アンケートと称するものは①のケースが多いようですが、伝えた情報が②③のきっかけになることもあります。

不審に思った場合は電話をいったん切り、実際の相手先へ問い合わせてみましょう。

見知らぬ相手に個人情報を与えないためにも長話をしないことが被害を防ぐポイントです。

おかしいな、困ったなと思ったら、竹原市消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。



「登録型本人通知制度」をご利用ください
～戸籍や住民票等の不正請求の抑止にむけて～

私たちの生活の中で様々な手続きに使用する住民票の写しや戸籍謄(抄)本等は、個人情報保護意識の高まりから平成20年に法律が改正され、交付請求者が特定される(別表)とともに請求時における請求者の本人確認を運転免許証など写真付き書類の提示を受ける方法などにより厳しく行うことになりました。

しかしながら、近年第三者等(※)により戸籍謄本を不正に取得するといった事件が全国で発生し、これら不正に取得された戸籍謄本が婚姻や養子縁組等の手続きに使用されたことが明らかになっていきます。

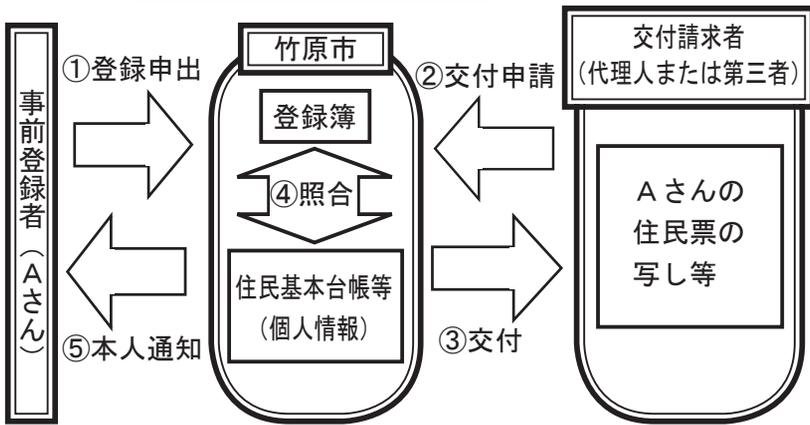
このような状況を受け、更なる不正請求抑止対策となる「登録型本人通知制度」の必要性が全国で高まり、市では昨年6月から実施しているところ です。

▼別表

	住民票関係証明書	戸籍関係証明書
請求者の範囲	●本人 ●同一世帯員	●本人 ●配偶者 ●父母、子、 祖父母等
	※第三者等 ●本人等から委任された代理人 ●自己の権利の行使又は義務を履行する者 ●弁護士、司法書士等の特定事務受任者	

- 登録型本人通知制度とは
不正請求の抑止や個人の権利侵害の防止を図ることを目的として事前に登録することにより、登録者の住民票等などの証明書を第三者等に交付した場合に、その交付の事実を郵送により本人に通知する制度です。
- 通知の対象となる証明書
・住民票(除票)の写し
・戸籍謄(抄)本
・戸籍附票の写し
- 登録の対象となる人
・市に住民登録がある(あった)人
・市に本籍がある(あった)人
- 通知する内容
・交付年月日
・交付した証明書の種類と通数

本人通知制度のイメージ図



- ・交付請求者の種別(※第三者等)
- 申込方法
①本人が窓口申し出る。
②代理人が申し出る場合は委任された書面を持参してください。
③市外在住など直接窓口に来られない場合は郵便による申出も可能です。
- 本人確認書類
登録申出の際には運転免許証、写真付き証明書等、本人確認書類をお持ちください。

「人権啓発講座」を開催します!

日時 8月4日(木)
18:30～20:00

場所 人権センター 会議室

演題 犯罪被害者等への途切れない支援を目指して

講師 福山大学人間文化学部長
心理学教授 平 伸二さん

問い合わせ
人権センター ☎ 22-3726

「人権のまち竹原」市民研究集会

日時 7月31日(日)
14:00～15:30

場所 勤労青少年ホーム3階軽運動場

テーマ 親子じゃないけど家族です～富山型デイサービスの実践報告～

講師 NPO法人にぎやか理事長(富山県)
阪井 由佳子さん

問い合わせ
人権センター ☎ 22-3726

本制度は、市民のみなさん自身が自己の個人情報を守る手段の一つです。不正請求抑止に向けてご利用ください。

受付 市民課市民係、支所・出張所
問い合わせ 市民課市民係
☎ 22-17734